

戦国時代における筑前国宗像氏発給文書の一考察

——官途状、官途吹挙状、加冠状を中心に——

桑 田 和 明

戦国大名が家臣に発給した文書の中に官途状、官途吹挙状、加冠状などと呼ばれる文書がある。山中恭子氏はこれらの文書について、感状などとともに文書発給者と受給者との間の個人的なつながりを示すものであり、実利を伴わない名誉型の文書に分類できること。毛利氏をはじめとする西国の大名に名誉型の文書の割合が高いことを指摘している。そこから東国の大名に対し、西国の大名と受給者との関係は、人格的・個人的でゆるやかな支配であったとしている。⁽¹⁾

西国において官途状などの文書を発給したのは、毛利氏や大友氏といった戦国大名だけではない。筑前国では大内氏の滅亡後、毛利氏と大友氏という二大戦国大名の間において、宗像氏や原田氏をはじめとする領主が自立をはかろうとしていた。これらの領主も官途状などを発給している。しかし、残されている文書の点数が少ないこともあり、官途状などの本格的な研究は見られない。

本稿では、宗像社の大宮司でもあった宗像氏貞が受給者に官途などを与えた官途状、吹挙をした官途吹挙状、加冠状について考察する。宗像氏は大内氏と密接な関係をもっていた。氏貞は大内義隆が陶晴賢（隆房）の謀反によって自害した後、陶晴賢の支援によって大宮司になっている。氏貞は陶晴賢が擁立した大内義長（晴英）に従うが、大内義長が滅亡すると毛利氏と結んでいる。⁽²⁾しかし、永禄十二年（一五六九）に毛利氏が北九州から撤兵すると、氏貞は大友氏と和睦している。このような中で氏貞は、独自の領主制を展開しようとしていた。自立を目指す氏貞の動きが、官途状などにどのように反映しているの

か、大内氏以下が発給した官途状などと比較しながら明らかにしていくことにする。

宗像氏は宗像郡を中心に領主制を展開してきた伝統的な領主であり、宗像社の大官司という宗教的な面を持っていた。こうしたことから、宗像氏と家臣との結びつきは密接であったものと思われる。官途状などが氏貞と家臣との結びつきに果たした役割についても、明らかにしていくことにする。

一 宗像氏貞の官途状と官途吹挙状

氏貞が発給した官途状の一覧表と、表中1号文書を次に掲げる。表のように氏貞が発給した官途状は七点確認することができる。このうち原文書が伝来しているのは、1号文書と4号文書の二点のみである。

	年 月 日	受 給 者	官 途	出 典	実 名
1	永禄 三年 四月 三日	石松兵部丞	撰津守	石松文書 ⁽³⁾	典宗
2	永禄 三年 四月 三日	石松修理亮	但馬守	新撰宗像記考證 ⁽⁴⁾	尚季
3	永禄 三年 四月 五日	吉田 六郎	弾正忠	新撰宗像記考證 ⁽⁵⁾	守致
4	天正 六年 六月 朔日	吉田彦三郎	次郎左衛門尉	吉田ツヤ文書 ⁽⁶⁾	貞辰
5	天正 六年 六月 朔日	石松源四郎	兵部丞	新撰宗像記考證 ⁽⁷⁾	
6	天正 六年 六月 朔日	門司 新六	主計允	新撰宗像記考證 ⁽⁸⁾	
7	天正十一年十二月十三日	富田甚九郎	半助	児玉韞採集文書 ⁽⁹⁾	

可任撰津守之状、如件、

永禄三年卯月三日氏貞(宗像)(花押)

石松兵部丞殿

2号文書から6号文書は、1号文書と同形式である。7号文書は富田甚九郎に仮名を与えたもので、「令任半助之状、如件」とある。令は可の誤写である可能性もある。氏貞が発給した官途状は同一形式であるが、与えた内容などにより、文言の一部が異なっていたことも考えられる。この他、官途に関連する次の文書写が残されている。⁽¹⁰⁾

去十月廿五日豊後衆至当郡、令相谿之、鎮国寺令破却云々、而五智及炎上処、折節在合執出之堅固之条、於末代社家御満足之基也、仍為御感、所被成遣民部左衛門如件、

永禄十

十二月八日

于時寺奉行伯耆守

吉田重致

鎮国寺(大)人工

柳新左衛門所

大友勢の侵攻により宗像社の神宮寺である鎮国寺が炎上した祭、柳新左衛門が安置されていた五仏を取り出したこと。この功績に対し、氏貞が重臣の吉田重致を通じ柳新左衛門に民部左衛門の官途を与えている。残されている文書は写である。形式的にも氏貞の重臣吉田重致が発給するなど、表に掲げた官途状とは異なる。そこで文書の真偽について検討してみることにする。まず永禄十年(一五六七)十月二五日に大友勢が宗像郡内に侵攻したことは、他の史料からも確かめられる。⁽¹¹⁾この時、鎮国寺も炎上したと思われる。文書発給者の吉田重致は氏貞の重臣であった。伯耆守の初見は永禄二年(一五五九)六月二八日の宗像氏重臣連署奉書写であり、永禄十年(一五六七)当時、伯耆守を称していたことは間違いない。⁽¹²⁾次に吉田重致が寺奉行

であった直接の史料はないが、山境をめぐる氏貞の重臣占部貞保と承福寺との争いに関し、書状を発給している。⁽¹³⁾ こうしたことから、吉田重致書状写は当時の文書写であると考えられる。吉田重致書状写からは、氏貞が鎮国寺に属する柳新左衛門のような職人に官途を与える場合、本来の官途状の形式をとらなかつたこと。また、氏貞自身が文書を発給することもなかつたことがわかる。本来、寺に属する職人などに対し官途状を発給することは例外的であつたのであろう。氏貞領内の身分秩序にかかわる問題でもある。⁽¹⁴⁾

官途吹挙状は、次に掲げる吉田守致に充てた一通が残されているだけである。⁽¹⁵⁾

可令挙土佐守所望事、以時分状如件、

天正六年六月朔日氏貞^(宗像)

吉田弾正忠殿

わずか一点ではあるが、氏貞が官途吹挙状を発給していたことが明らかになる。官途吹挙状に対応する官途状は残されていない。同日に行われた宗像社辺津宮第一宮本殿の遷座式にあたって記載された置札のうち、第一宮御造宮御寄進引付置札⁽¹⁶⁾には吉田守致について、吉田土佐守とある。吉田氏の系図でも、官途吹挙状が発給された日に土佐守に任じられたとして⁽¹⁷⁾いる。「以時分」とあるが、官途吹挙状が出された日に、氏貞が吉田守致を土佐守に任じたことは間違いない。当日、官途吹挙状とともに官途状が出された可能性は少ない。残された官途状と官途吹挙状の点数からは、官途状のみの発給による官途の授与が多数を占めていたものと考えられる。また官途吹挙状は、官途状と同様に単独で受給者に対する官途授与の機能をもっていたものと思われる。

官途状と官途吹挙状はともに、氏貞が官途を受給者に与えるものであつた。両者の違いは、文面から前者は氏貞が主体的に受給者に官途を与えたのに対し、後者は受給者が氏貞に官途を請願した結果、氏貞が官途を与えたとすることができる。

官途状と官途吹挙状の発給日については、永禄三年（一五六〇）四月三日と五日に三通の官途状が発給されている。また天

正六年（一五七八）六月一日に四通の官途状・官途吹挙状が発給されているように、発給時期が集中している。まず前者の発給時期について検討する。氏貞は永禄二年（一五五九）九月二五日、大友勢の侵攻によって宗像郡を脱出し、宗像郡の大島に渡海、在島した。翌年の永禄三年（一五六〇）三月二七日、氏貞は大島を出立し、大友勢の占拠する許斐要害に夜襲をかけ、翌日、許斐要害を奪回するとともに旧領を回復している。⁽¹⁸⁾そして引き続き侵入する大友勢と合戦を繰り返している。この前後、氏貞は家臣への感状、知行宛行状などを発給している。所領を回復した氏貞は知行の充て行いなどの実益を伴う文書、戦場での活躍をたたえる感状とともに、所領回復という慶賀に関連して官途状を発給したのである。こうした実益と名誉に関する文書の発給によって、氏貞と家臣の主従の結びつきはより強まったのである。

後者の発給日は、宗像社辺津宮第一宮本殿再建に伴う遷座式の当日であった。焼失していた本殿の再建は、宗像社の大宮司であった氏貞の大きな課題であった。再建を成し遂げた氏貞にとり、遷座式当日は一生のうちでももっともはれやかな慶賀の日であった。この日にあわせて官途状と官途吹挙状が一齐に発給されたのである。このように官途状と官途吹挙状は、表中9号のように個別に発給されたことも当然あったが、政治情勢や領内の慶事などにあわせ一齐に発給されたことがわかる。

最後に氏貞が与えた官途と受給者の家との関係を見ることにする。表中4号文書のように天正六年（一五七八）六月一日、吉田彦三郎貞辰は次郎左衛門尉に任じられている。吉田貞辰の父秀時は次郎左衛門尉、⁽¹⁹⁾後には和泉守であった。また永禄三年（一五六〇）四月五日、吉田六郎守致は弾正忠に任じられている。吉田氏の系図によれば、吉田守致の父兼致は弾正忠であった。⁽²⁰⁾この他、官途状は残されていないが占部尚安とその子の尚持は、右馬助の官途を称している例などがある。⁽²¹⁾宗像氏が与える官途は、家ごとに固定化していたものと思われる。

二 大内氏、毛利氏、大友氏の官途状・官途吹挙状

宗像氏は周防国山口を本拠にする大内氏との関係が深かった。宗像氏貞の父正氏は大宮司を辞した後、山口の大内義隆のもとに赴き、黒川隆尚と名乗り大内氏奉行人となっている。また黒川隆尚は大内氏の一家ともいわれていた。⁽²²⁾ 宗像氏と大内氏の系図では、宗像氏が大内氏・大内氏重臣と婚姻関係を結んだとしているが、信憑性が高いと思われる。⁽²³⁾ 黒川隆尚のあとをついだ宗像氏男もまた、大宮司を辞した後は山口に赴き黒川隆尚と名乗っている。黒川隆尚は陶晴賢の反逆によって山口を追われた大内義隆に最後まで従い、長門国大寧寺で死んでいる。

大内氏滅亡後、大宮司となった氏貞は陶晴賢が擁立した大内義長に属し、義長滅亡後は毛利氏と結んだ。その後、北部九州に進出した毛利氏とともに大友氏と戦うが、毛利氏が撤兵したため、永禄十二年（一五六九）に大友氏と和睦を結ぶ。そこで、氏貞が発給した官途状などを、大内義隆、毛利元就・毛利隆元・毛利輝元、大友義鎮（宗麟）が発給した官途状などと比較する。大内氏以下の官途状などの全体的な検討を目的にしていけないので、本稿では、それぞれが発給した代表的と思われる文書を中心に取り上げることにする。

まず官途状については、大内義隆の官途状は見られない。毛利氏と大友氏の官途状は、氏貞の官途状の初見である永禄三年（一五六〇）前後の官途状を中心に次に掲載する。

史料⁽²⁴⁾
1

任官

又右衛門尉

永禄六年二月十五日^(毛利)元就御判

国重七郎三郎殿

史料⁽²⁵⁾
2

任 左衛門尉

永祿八年卯月十四日輝元御判^(毛利)

兼重弥三郎殿

史料⁽²⁶⁾
3

受領 伯耆守

元龜參
十二月晦日輝元御判^(毛利)

飯田與一左衛門殿

史料⁽²⁷⁾
4

^(大友義鎮)
(花押)

官途之儀、任四郎左衛門候也、仍如件、

天文廿四年閏十月三日

龜屋龜菊

史料⁽²⁸⁾
5

補任掃部助鎮実候、為存知候、恐々謹言、

十一月八日 ^(大友)宗麟 (花押)

新田太郎次郎殿

史料⁽²⁹⁾
6

遠江守望之由、可存知候、恐々謹言、

十一月八日 ^(大友)宗麟 (花押)

新田兵部少輔殿

史料1から3の毛利氏の官途状は、いずれも毛利氏が受給者に官途を主体的に与える形式である。今岡典和氏は、毛利氏の官途状は十五世紀後半の段階で毛利氏による独自の官途授与形式をとっていたこと。初期の元就の官途状には充所がないが、のちにはすべて充所を備えるようになること。「任官」「任」に続けて官職名または仮名を書き、受領名の場合は最初に「受領」と書き出すが、隆元の時期から輝元の初期までは、必ずしも様式が一定せず、「任官」「任」が並行して使用され、受領名に「任」を使用することも見受けられるが、天正年間には「任(官職名)」「受領(受領名)」にほぼ統一⁽³⁰⁾されるとしている。大友氏の官途状のうち、史料4の形式は天文二四年(弘治元、一五五五)の官途状を掲載しているように、例外的である。受給者の身分にかかわっていたものと思われる。史料5と6は書状形式である。史料6からは、受給者の申請により大友氏が官途を与えたことが明らかである。点数的には、史料6の文言のように「望之由」「所望之由」による官途授与が大半である。大友氏の官途状は受給者の申請により、書状形式で発給するのが基本であったことがわかる。

氏貞の官途状は毛利氏と同じように、主体的に官途を与える形式である。また年号を記載する点も同様である。しかし文書形式は毛利氏と明らかに異なっている。大内氏は官途状が見られないので、氏貞の官途状は大内氏の影響も受けていない。さらに大友氏の官途状とは形式、発給の契機が大きく異なっている。大友氏に属した事による官途状への影響も見られない。氏貞が独自の官途状を発給していたことが明らかになる。

次に、大内義隆と毛利輝元が発給した官途吹挙状を掲げる。大友氏の官途吹挙状は見られない。

史料7⁽³¹⁾

日向守所望事、可令举京都之状如件、

天文七年九月廿九日

(大内義隆)
(花押)

波賀多四郎左衛門尉殿

史料⁽³²⁾ 8

隱岐守所望事、可令挙敷奏之状如件、

天文廿年七月三日

(大内義隆)
(花押)

井原民部丞とのへ

史料⁽³³⁾ 9

兵庫頭御所望之事、可令挙京都之状如件、

元龜四年卯月七日

(毛利)
輝元御判

周布彦次郎殿

史料7と8の大内義隆官途吹挙状には「可令挙京都」「可令挙敷奏」とあるように、大内義隆が上級者に官途を吹挙する形をとっている。文言の相違はあるが、大内氏には官途状が見られず、官途吹挙状で官途を与えていた。⁽³⁴⁾史料9の毛利輝元の官途吹挙状は、秋山伸隆氏、今岡典和氏が指摘しているように例外的なものである。⁽³⁵⁾毛利氏の場合、官途状による官途の授与が大半であったことがわかる。大友氏の場合も官途吹挙状は見られず、官途状によって官途が与えられていた。

氏貞の官途吹挙状は一点だけである。大内氏の官途吹挙状と比較すると、「以時分」とあるように、氏貞の主体性が文言に見られる。また吹挙状が発給された日に、受給者に官途が与えられていた。このことから、官途授与の主体は氏貞自身であり、氏貞は自身を頂点にする官途授与の体制を、領内に作り上げていたことができる。また氏貞が官途を与える場合は、官途状によるものが大半であった。官途状と官途吹挙状による官途の授与の相違は、家臣の申請に基づくかどうかの相違であった。さらに氏貞は大内氏の滅亡後、毛利氏などが官途吹挙状を使用していない中で、官途吹挙状を使用している。官途吹挙状の文言とともに、氏貞の独自性を見ることが出来る。

三 宗像氏貞の加冠状

氏貞が発給した加冠状の一覧表と、表中の1号文書を次に掲げる。

	年 月 日	受給者	実名	出典	備考
1	永禄 八年十二月十三日	占部 八郎	貞保	新撰宗像記考證 ⁽³⁶⁾	
2	永禄十三年 四月十八日	(吉田藤四郎 ^カ)	守頼	竹井文書 ⁽³⁷⁾	元龜元年
3	元龜 四年 二月 三日	力丸 平七	守真	宗像文書 ⁽³⁸⁾	天正元年
4	天正 三年十一月十五日	吉田少輔九郎	貞	新撰宗像記考證 ⁽³⁹⁾	
5	天正 三年十二月十三日	吉田少輔六郎	貞永	新撰宗像記考證 ⁽⁴⁰⁾	
6	天正 七年 正月 三日	吉田 彦七	貞宏	新撰宗像記考證 ⁽⁴¹⁾	
7	天正 八年 九月 八日	竹井 八郎	貞就	竹井文書 ⁽⁴²⁾	
8	天正 十年 正月 十日	吉原 七郎	繁通	有吉文書 ⁽⁴³⁾	
9	天正 十年 正月 十日	吉原万五郎	守昌	有吉文書 ⁽⁴⁴⁾	
10	天正十一年 九月二十日	大森彦三郎	貞	新撰宗像記考證 ⁽⁴⁵⁾	
11	天正十二年 三月十八日	吉田小五郎	貞鎮	吉田ツヤ文書 ⁽⁴⁶⁾	

加冠

貞就

天正八年九月八日氏貞（花押）

□^(竹井)□八郎殿

氏貞が発給した加冠状は十一点が確認できる。このうち文書の原本が伝来しているのは2、7、8、9、11号の五点である。残されている文書から、氏貞の加冠状は掲載したものと同形式で時期的な変化はなかったことがわかる。ただし、具体的な内容は貞の一字だけを記載したもの。貞の一字を加えた二字を記載したもの。貞の一字が使用されていない二字が記載されたものの三類型がある。

発給年月日は、官途状と官途吹挙状が慶事に出された例が多いのに対し、加冠状は特別な月日に出されたということはないようである。これは氏貞が烏帽子親となり、受給者に一字を与えるという加冠状の性格から当然のことである。

次に大内氏以下の加冠状を掲載し、氏貞の加冠状と比較する。毛利氏と大友氏については、氏貞の官途状の初見である永禄八年（一五六五）前後の加冠状を中心に掲載している。

史料⁽⁴⁷⁾10

加冠 隆通

天文拾貳年正月十一日判^{義隆ノ}

山内少輔四郎殿

史料⁽⁴⁸⁾11

加冠 武盛

天文拾三年十一月十五日判^{大内義隆ノ}

楊井弥七殿

史料 12⁴⁹

(大内義隆)
(花押)

弘

天文十八年七月廿七日

管崎大宮司

孚女正殿

史料 13⁵⁰

加冠

就貞

天文十二

八月廿八日(毛利)元就御判

粟屋四郎三郎殿

史料 14⁵¹

加冠

元

永祿十二年十二月十三日(毛利)輝元御判

光永新九郎殿

史料 15⁵²

加冠

永祿十一年正月廿一日(毛利)輝元御判

仁保少輔三郎殿

史料 16⁽⁵³⁾

元

永祿十一年

正月廿一日(毛利)元就御判

仁保少輔三郎殿

史料 17⁽⁵⁴⁾

名字之事承候、以別紙認進之候、恐々謹言、

二月廿三日(弘治四年)

(大友)義鎮(花押)

小代八郎次郎殿

史料 18⁽⁵⁵⁾

加冠名字之事

藤原親忠

弘治四年二月廿三日

史料 19⁽⁵⁶⁾

名字之事以別紙認、進之候、恐々謹言、

十二月廿一日(永祿九年)

(大友)義鎮(花押)

関弥三郎殿

史料 20⁽⁵⁷⁾

一字之事、親久進之候、恐々謹言、

五月九日

(大友)宗麟(花押)

田原伝介殿

大内義隆の加冠状には、史料10のように隆の一字を含めた二字の加冠状、史料11のように隆の一字を含まない二字の加冠状が見られる。史料12のように、一字を与えた加冠状は例外的である。

毛利氏の加冠状には、まず史料13のように毛利元就の就の一字を含めた二字の加冠状が見られる。この形式は、天文十二年（一五四三）の加冠状を掲げているように少数である。史料14は、毛利輝元が元の一字のみを与えたものである。同型式の加冠状で毛利元就は元か就、毛利隆元と毛利輝元は元の一字を与えている。発給者の一字を含まない一字のみの加冠状も見られるが少数である。⁽⁵⁸⁾史料13、14が単独で発給されたのに対し、史料15と16はセットで発給されているが、両方が揃って残されていない場合も多い。

大友氏の加冠状のうち、史料17と18はセットになって発給されている。史料19も史料18と同様の加冠状が発給されている。史料20は単独で発給されている。セットになって発給される史料18を除けば書状形式である。史料17と19は文言から、受給者の申請によって加冠状が発給されたことがわかる。史料17の文言の方が丁寧であるが、点数は史料19の文言をもつ加冠状が多数を占めている。史料20については、「以別紙認」の部分を実名となり、「進之候」とあるので、受給者の申請に基づいて発給されたことが考えられる。

このように、大友氏の加冠状は、大内氏、毛利氏の加冠状とは、形式、発給の契機が異なっている。

氏貞の加冠状は大内氏、毛利氏と同様に主体的に加冠状を与える形をとっている。文書形式は、大内氏が発給した史料10、11と同形式である。しかし、氏貞が発給した一字のみの加冠状は、大内義隆が発給した史料12の加冠状の形式とは異なる。毛利氏の加冠状とは共通する点もあるが、同一のものは史料14の形式だけである。また氏貞の加冠状は二字を与えたものが多いのに対し、毛利氏の加冠状は一字を与えるのが基本であった。氏貞は、基本的には大内氏の加冠状の形式を引き継ぎながら、毛利氏と大友氏の間において独自の加冠状を発給していたということが出来る。

四 宗像氏家臣と加冠状

現在残されている氏貞の加冠状は、当時発給された加冠状の一部分にすぎない。そこで宗像氏家臣の中で実名が明らかになるものから、氏貞と父の宗像正氏（黒川隆尚）が発給したと思われる加冠状について検討することにする。⁽⁵⁹⁾ そのためには、氏貞の家臣全体の実名と初見年について検討すべきであるが、煩雑になるのでここでは、宗像氏家臣連署状に署名をした人物と初見年の一覧表を掲げる。⁽⁶⁰⁾ 一覧表の内、天文二十年（一五五二）十一月二三日の温科慰重給田畠屋敷坪付等注文⁽⁶¹⁾にのみ署名をした人物、及び凶師と宗像社の社僧に
 ついては*をつけている。

初見年	人	名
天文二十	* 姓未詳良命 * 姓未詳秀勝 * 姓未詳長秀 * 姓未詳宗栄	吉田頼定 吉田良喜 国分直頼 寺内尚秀
天文二二	吉田尚頼 仲村尚道	
弘治二	吉田秀時 許斐氏備 占部賢安 許斐氏任	寺内秀郷 吉田致勝
永禄元	占部幸安 許斐氏鏡 吉田重致	
永禄二	石松秀兼 吉田尚時 占部尚安 * 吉田貞頼	中村秀時 ⁽⁶²⁾
永禄三	姓未詳満宗 ⁽⁶³⁾ 石松備宗 * 高向良秀 深田氏俊	
永禄四	小樋秀盛 石松尚宗 瓜生益定	
永禄八	吉田守致	
永禄十	* 豊福秀賀	

元龜二	石松典宗 米多比正兼 土橋氏康
天正五	石川貞慰
天正八	占部貞安 *豊福長賀 吉田良知 *高山栄秀 嶺氏兼 吉田貞房
天正九	吉田貞勝
天正十	占部矩安 占部種安 吉田貞延
天正十一	吉田守道
天正十二	許斐氏清
年未詳	姓未詳尚職 ⁽⁶⁴⁾ 吉田貞辰 ⁽⁶⁵⁾

一覽表からは、宗像正氏の正の一字をもつものが一名もないことが明らかになる。しかし、黒川隆尚の尚の一字をもつものが六名、年未詳の姓未詳尚職を加えると七名になる。尚の一字を持つ最後の登場者である石松尚宗は永禄四年（一五六一）に見られるので、この年までで連署状における尚の一字をもつ人物の割合を見ることにする。そうすると三一名中六名が尚の一字をもっている。残る二五名のうち、天文二十年（一五五二）の坪付注文を作成した姓未詳の人物は、坪付注文にのみかわったと思われる。また宗像氏一族である許斐氏と深田氏は氏を代々使用している。複数の家に分かれていた占部氏と吉田氏の中には、安と致を使用している家があり、これらの家には尚の一字は与えにくかったと思われる。こうしたことから、尚の一字をもつ家臣の割合は多くないように思われる。しかし、六名の家臣に限定しても、氏貞が宗像氏の実権を掌握した初期の段階で、重要な役割を果たしていた。

宗像正氏は山口に行き、黒川隆尚と改名している。隆の一字は大内義隆から諱を与えられたのであろう。黒川隆尚に同行した家臣の中には、山口で尚の一字を与えられた者がいたと思われる。しかし寺内氏、尚の一字を使用していないが国分氏など

は、これ以前の宗像氏家臣や宗像社の神官の中には姿を見せていない。彼らは、山口で黒川隆尚と主従関係を結んだと思われる。このように黒川隆尚は山口で、一字を媒介にした家臣との絆を強めたものと思われる。氏貞は父親である黒川隆尚の家臣を引き継ぎ、陶晴賢の支援により反対勢力を打倒し、宗像氏の実権を掌握したのである。

氏貞の一字を持つ家臣の初見は永禄二年（一五五九）の凶師吉田貞頼であり、次第に貞の一字を持つ者が増加している。ただ天正八年（一五八〇）から見られる諸郷御米錢注進状⁶⁶を除けば、連署状は減少している。そこで貞の一字を持つ家臣とそうでない家臣について、天正十年（一五八二）三月七日、宗像社辺津宮第一宮に納めた宗像氏貞家臣願文⁶⁷と、天正十四年（一五八六）八月朔日に辺津宮第一宮に納めた宗像氏貞家臣願文⁶⁸から見ることにする。前者に署名した二三名は次のとおりであり、前者にのみ見られる者については*をつけている。

*許斐氏鏡、占部貞康、吉田守致、占部矩安、占部貞頼、吉田貞房、石松尚季、小樋秀盛、吉田致勝、米多比貞兼、晴気氏澄、許斐氏則、吉田貞延、*畔口益勝、石松尚宗、大和貞秀、吉田貞勝、吉田守道、吉田重致、占部賢安、許斐氏備、深田氏栄

後者には三一名が署名しており、新しく署名をしたのは次の十一名である。

石松守兼、二村貞勝、嶺氏兼、垣生貞盛、石松貞恵、石松源五郎貞、竹井孫三郎貞、石松守勝、占部貞保、吉田貞致、許斐氏清

前者では、氏の一字をもつ五名を除く十七名中、貞の一字を持つものが七名。後者では、氏の一字をもつ六名を除く二五名中、貞の一字をもつものが十二名、実名部分が貞の一字のみ記載されたものが二名になる。両文書からは、署名者の中に占める貞の一字を持つ者の割合が高いことがわかる。氏貞が大量の加冠状を発給していたことを裏付けている。さらに氏貞は、貞の一字を与えない加冠状を発給しており、宗像氏一族が氏の一字を用いていることは既述の通りである。こうしたことを考えると、氏貞が家臣の烏帽子親となり発給した加冠状は、多数にのぼったことがわかる。また貞の一字を名乗る家臣の割合から

は、氏貞が黒川隆尚よりも大量の加冠状を発給していたことがわかる。

終わりに

氏貞が発給した官途状などについて検討をしてきた。まず官途状については、氏貞が主体的に発給する形をとっている点は毛利氏と共通するが、形式は独自のものである。官途吹挙状は一点のみが残されている。大内氏の場合、官途吹挙状により家臣に官途を与えているが、氏貞は受給者の申請に基づき官途吹挙状を発給している。また上級者への吹挙の文言はなく、官途授与の主体は氏貞自身であった。氏貞が家臣に官途を与えるのは、毛利氏と同様に官途状が中心であった。永禄十二年（一五六九）に氏貞が大友氏に属するようになって、形式の変化は見られない。

加冠状についても、氏貞が主体的に発給する形をとっており大内氏、毛利氏と共通する。氏貞の加冠状は、大内氏の加冠状を引き継いでいたものと思われる。しかし、大内氏、毛利氏の加冠状と比較すると独自性が見られ、時期的な形式の変化も見られない。また氏貞の家臣には、尚の一字を持つ者が見られる。氏貞の父黒川隆尚（宗像正氏）の加冠状は残されていないが、加冠状を発給したものと思われる。

氏貞が宗像氏を継ぐと、貞の一字をもつ家臣が次第に増加する。氏貞は貞の一字を含まない加冠状も発給している。更に宗像氏の一族は、氏の一字を用いている。実際には、氏貞から加冠状を発給された家臣の割合は更に増加する。

このように、氏貞が発給した官途状などの検討からは、氏貞が独自の官途状などを発給し、氏貞を頂点にする自己完結制の名誉秩序を作り上げていたことが明らかになる。氏貞が独自の領主制を展開しようとしていたことと、密接な関係をもっていったということが出来る。そして官途状、加冠状の大量発行は氏貞と家臣との結びつきを強め、領内の支配を円滑にするために重要な役割を果たしていたのである。

- (1) 『中世の中に生まれた近世』。
- (2) 宗像氏と大内氏、及び大内義長・陶晴賢との関係については、拙稿「室町・戦国時代における宗像氏の動向——大内氏との関係を中心に——」(『九州史学』96号)、「大内義隆の滅亡と筑前宗像氏——大内義長・陶晴賢との関係を中心に——」(『九州史学』105号)参照。
- (3) 『宗像市史 史料編』第2巻中世Ⅱ416号。以下、中世Ⅱ416のように略す。
- (4) 中世Ⅱ417。
- (5) 中世Ⅱ418—1。
- (6) 中世Ⅱ584—1。
- (7) 中世Ⅱ584—3。
- (8) 中世Ⅱ584—4。
- (9) 中世Ⅱ664。
- (10) 「新撰宗像記考證」(中世Ⅱ492—2)。
- (11) 永祿十年(一五六七)十一月三日、小樋宗頼宛、宗像氏貞感状写(『児玉韞採集文書』中世Ⅱ492—1)、「筑前国統風土記拾遺」(中世Ⅱ492—3)。
- (12) 「新撰宗像記考證」(中世Ⅱ389)。「吉田氏系図」でも永祿二年(一五五九)に伯耆守に任じられたとしている(中世Ⅱ400)。
- (13) 永祿十年(一五六七)カ十一月二七日、占部賢安宛、吉田重致書状(『占部文書』中世Ⅱ488—2)。
- (14) 大友勢の侵入により宗像郡の大島に逃れた氏貞に従った勝浦浜与三右衛門は、永祿三年(一五六〇)二月十七日に宗像氏重臣連署奉書により田地一段を与えられている(『青柳種信関係資料』中世Ⅱ406)。与三右衛門は、勝浦浜の有力者であったと思われる。宗像氏重臣連署奉書による家臣への知行充行状に比べ薄礼である。また永祿四年(一五六一)八月十八日、吉田重致に充てた宗像氏重臣連署奉書には、郎従三嶋喜三の活躍に対し、氏貞が直接、褒美を与えようとしたこと。しかし「当時之姿動輕上意、至其主人慮外之覚悟而已在之条、以御慎之篇一廉不被仰出候」とあるように、三嶋喜三に褒美は与えられず主人の吉田重致に知行が与えられている(『吉田公文書』中世Ⅱ442)。原則として、氏貞が家臣の郎従に対し直接知行を充て行うことはなかったことが知られる。また合戦での郎従、僕従の活躍

に対しても、感状は主人である氏貞の家臣に発給されている。柳新左衛門の例とあわせて、氏貞領内の身分構成とそれに伴う書札礼が存在したことを知らせている。宗像氏の身分構成については、拙稿「天正九年、筑前国鞍手郡における合戦とその史料——戸次・宗像両氏の感状を中心に——」（『西南地域史研究』第九輯）、「戦国時代における宗像氏の家臣構成について」（『福岡県地域史研究』15号）で部分的に触れている。

- (15) 「新撰宗像記考證」(中世Ⅱ584-2)。
- (16) 中世Ⅱ583-3。
- (17) 「吉田氏系図」(中世Ⅱ584-5)。
- (18) 拙稿「中世末期北九州地域における戦乱の一考察——宗像氏貞の渡海・在島・所領回復——」(『福岡県地域史研究』17号)。
- (19) 次郎左衛門尉の初見は、永禄二年(一五五九)七月二三日の吉田秀時書状(「増福院文書」中世Ⅱ390-2)。和泉守の初見は、永禄三年(一五六〇)三月二八日の宗像氏貞手負注文(「宗像神社文書」中世Ⅱ414-1)。
- (20) 「吉田氏系図」(中世Ⅱ418-2)。
- (21) 占部尚安の右馬助初見文書は、天文二四年(弘治元、一五五五)二月二八日、占部尚安に充てた占部賢安書状(「占部文書」中世Ⅱ363-1)。占部尚持の右馬助初見文書は、弘治二年(一五五六)カと思われる正月十九日、占部尚持に充てた宗像氏重臣連署奉書写(「新撰宗像記考證」中世Ⅱ364-1)である。占部氏の系図である「占部家系伝」では、占部尚持の父豊安も右馬助とある(中世Ⅱ266-7)。年末詳十一月三日、大内氏評定衆が宗像氏の重臣に充てた連署状にも占部右馬助が見える(「宗像神社文書」中世Ⅱ238)。同時代の史料に占部豊安は見えないが、この右馬助は占部豊安とすることもできる。
- (22) 「策彦和尚初渡集」天文十年(一五四一)七月十日条に「防之太守一家黒川殿」とある(中世Ⅱ303)。
- (23) 宗像氏の系図には、近藤清石が増補訂正した「訂正宗像大宮司系譜」(『宗像郡誌』中巻)、大内氏の系図には近藤清石が作成した「大内系図」(『大内氏実録』所収)などがある。
- (24) 「萩藩閥閥録」巻51国重又右衛門(『萩藩閥閥録』第2巻305頁)。以下、巻数・所蔵者名、及び刊本の巻数と頁数のみを記載する。
- (25) 巻52兼重五郎兵衛(『萩藩閥閥録』第2巻322頁)。
- (26) 巻50飯田与一左衛門(『萩藩閥閥録』第2巻280頁)。
- (27) 「神屋文書」(『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』第2巻380号。以下、「大友宗麟資料集」と略し、巻数と号数を記載する)。神屋氏

の中で、神屋宗湛は戦国時代から江戸時代初期にかけての博多の豪商として知られる。

- (28) 「佐田文書」(『大友宗麟資料集』第3巻852号)。
- (29) 「佐田文書」(『大友宗麟資料集』第3巻853号)。
- (30) 「戦国期の地域権力と官途」(『古代・中世の政治と文化』)。この他に、天文四(一五三五)年三月二四日、毛利元就は児玉就秋に官途と一字を一紙に記した文書を発給している(巻84児玉弥七郎『萩藩閥閥録』第2巻875頁)。今岡氏は、このような文書は輝元以降も使用されているとしている。

(31) 「竹井文書」(中世Ⅱ299)。

(32) 「井原文書」(中世Ⅱ338)。

(33) 巻121ノ3周布吉兵衛(『萩藩閥閥録』第3巻581頁)。

(34) 大内氏の官途吹挙について触れたものに、二木謙一「室町幕府の官途・受領推挙」(『国学院大学紀要』19巻、のち『中世武家儀礼の研究』に収録)。脇田晴子「戦国期における武家権威の浮上」(『日本史研究』340・341号)、池享『日本歴史大系』第三編第四章補説3がある。この中で、大内氏の官途吹挙は一部の重臣層を除き、実際には京都に吹挙されていなかったことが明らかにされている。

(35) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏領国の支配構造」(『史学研究』167号)。今岡典和氏前掲論文。この他に、小早川隆景が官途吹挙状を弘治三年(一五五七)正月一二日、村上吉充に発給している(『因島村上文書』(『広島県史 古代中世資料編』IV561頁)。

(36) 中世Ⅱ471。

(37) 中世Ⅱ541。

(38) 中世Ⅱ556。

(39) 中世Ⅱ571。

(40) 中世Ⅱ572。

(41) 中世Ⅱ589。

(42) 中世Ⅱ599。

(43) 中世Ⅱ628-1。

(44) 中世Ⅱ628-2。

- (45) 中世Ⅱ655。
- (46) 中世Ⅱ666。
- (47) 卷13ノ5山内縫殿〔萩藩閔録〕第1巻369頁。
- (48) 卷106楊井神平〔萩藩閔録〕第3巻300頁。
- (49) 「田村大宮司家文書」〔笹崎宮史料〕159頁。
- (50) 卷49粟屋四郎右衛門〔萩藩閔録〕第2巻272頁。
- (51) 卷35渡辺小右衛門〔萩藩閔録〕第1巻843頁。
- (52) 卷5毛利宇右衛門〔萩藩閔録〕第1巻64頁。
- (53) 註(52)に同じ。
- (54) 「小代文書」〔大友宗麟資料集〕第2巻538号。
- (55) 「小代文書」〔大友宗麟資料集〕第2巻539号。
- (56) 「関文書」〔大友宗麟資料集〕第3巻970号。
- (57) 「筑後田原文書」〔大友宗麟資料集〕第3巻994号。
- (58) 天文二二年(一五五二)正月二日、毛利隆元は熊谷少輔九郎に広の一字を与えている(巻42熊谷与右衛門〔萩藩閔録〕第2巻127頁)。
- (59) 宗像正氏の名による発給文書の終見は大永七年(一五二七)二月九日である(「宗像神社文書」中世Ⅱ254)。黒川隆尚の名による発給文書の初見は天文二年(一五三三)二月一日である(「竹井文書」中世Ⅱ277)。発給文書の終見は天文十六年(一五四七)閏七月十五日である(「宗像神社文書」中世Ⅱ320)。宗像氏の発給文書については、拙稿「戦国時代における筑前国宗像氏の発給文書について」〔福岡県地域史研究〕11号)参照。
- (60) 出典はすべて中世Ⅱに収録されているので、省略する。註(14)拙稿「戦国時代における宗像氏の家臣構成について」〔福岡県地域史研究〕15号)参照。
- (61) 「竹井文書」(中世Ⅱ343)。
- (62) 永禄二年(一五五九)十一月十三日、米多比益兼に充てた宗像氏貞所領宛行坪付注文に記名されているが花押はすえていない(「米多

比鎮人文書」中世Ⅱ398)。吉田秀時の誤記と考えられるが、仮に表に収める。

(63) 永祿三年(一五六〇)三月二六日、野生右衛門入道などに充てた宗像氏重臣連署奉書写に署名している(「児玉韞採集文書」中世Ⅱ411)。石松備宗の誤記と考えられるが、仮に表に収める。

(64) 年未詳八月二八日、野生右衛門尉宛、宗像氏重臣連署奉書写(「児玉韞採集文書」中世Ⅱ354)。尚職の初見は天文二十年十月二日、吉原善三郎宛、宗像氏重臣連署奉書の本文中に見える(「有吉文書」中世Ⅱ342-1)。

(65) 年未詳三月六日、馬場豊前守宛、宗像氏重臣連署奉書写に署名している(「児玉韞採集文書」中世Ⅱ607)。吉田貞辰の初見は永祿三年(一五六〇)六月十四日、吉田貞辰宛、宗像氏貞宛行状写(「粕屋・宗像・筑後・鞍手古文書写」中世Ⅱ424)。

(66) 「嶺文書」(中世Ⅱに収録)。

(67) 「新撰宗像記考證」(中世Ⅱ629)

(68) 「嶺文書」(中世Ⅱ704)。